

第四十六回国会 法務委員会 議 録 第十四号

昭和三十三年三月十三日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 濱野 清吉君

理事 鍛冶 良作君 理事 唐澤 俊樹君

理事 小島 義昭君 理事 小島 徹三君

理事 坂本 泰良君 理事 細迫 兼光君

大竹 太郎君 龜山 孝一君

飯谷 忠男君 四宮 久吉君

中垣 國男君 中川 一郎君

馬場 元治君 服部 安司君

赤松 勇君 久保田 鶴松君

山本 幸一君 横山 利秋君

吉田 賢一君 志賀 義雄君

出席政府委員

(警務局長) 後藤田正晴君

(警務次官) 天竺 良吉君

(刑事局長) 竹内 壽平君

(法務事務官) 大澤 一郎君

(矯正局長) 委員外の出席者

(警務局長) 後藤 信義君

(警務次官) 矢崎 憲正君

(刑事局長) 務 務 員 櫻井 芳一君

(法務事務官) 専 門 員

(矯正局長) 三月十三日

委員河本敏夫君、島上善五郎君及び

竹谷源太郎君辭任につき、その補欠

として飯谷忠男君、赤松勇君及び吉

田賢一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員飯谷忠男君、赤松勇君及び吉田賢一君辭任につき、その補欠として

河本敏夫君、田中織之進君及び竹谷源太郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日(の)會議に付した案件

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二八号)

法務行政及び檢察行政に関する件

人權擁護に関する件

○濱野委員長 これより會議を開きます。

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る十日質疑を終了いたしました。

これより討論に入る順序であります。

が、別に討論の申し出もございません。

ので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。ただいま可決せられました本案に対する委員会報告

書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濱野委員長 次に、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

細迫兼光君。

○細迫委員 私の質問は修正の提案でもあるわけで、ぜひひとつ与党の委員諸君に多数聞いてもらいたいのですから、頭数をもう少しそろえてもらいたいと思います。

局長にお尋ねをいたしますが、きのうも大竹委員から御質問が出ておったことに関連するんですが、「其財物」ですね、財物に対して「其」という定冠詞をつける必要があるんでしょうか。どの財物だつてかまわないんじゃないでしょうか。「其」という定冠詞をつけたら、やむを得ない必要というものは一体どこにあるのでしょうか。

○竹内(憲)政府委員 これは御意見でございますけれども、やはり「其」という字をつけたほうがいいという考えでございます。その理由を申し上げます前に、「其」の意味を御理解をいただかなければならぬと思うのでございますが、ここに言う「其」というのは「近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者」を言っておるわけでございます。そして

「財物」は、御承知のとおり窃盗罪、強盗罪等、財産犯にありますあの財物と同じでございます。「其財物」交付セシメ」という用語例でございますが、これも今初めて用いるものではございませんで、現在の刑法二百四十八条を見ますと、準詐欺罪というのがございしますが、これにも同じような「其財物」という表現がございしますし、それからまた恐喝罪の二百四十九条にも「財物ヲ交付セシメ」というふうな「交付セシメ」という言い方との類似であります。もしこの「其」という文字を使いません場合には、仰せのように非常に範圍の広いものになるわけでございます。前の目的の中に書いてあります親身になって憂慮する者、その人のその憂慮に乗じて取るというところにこの罪が重要な意味を持つておるのでございします。その人から取るという意味でやりますと、その人から取るという触れない場合の行為がこの罪で罰せられるおそれがあるということで、やはり取り扱ひ上の慎重を期しますために、ここへ限定をしておくのが相当であるというふうに考える次第でございます。

○細迫委員 そもそもこの改正案を考へ出された趣旨から申しまして、別に「其」をつける必要はないと私は思うのです。広くなったってかまわない。つまり、こういう悪質な犯罪を警戒する、あるいは警戒心を与えるという目

標なんですから、いやしくも近親者の憂慮に乗じて金品を略取しようとする行為を重く罰するということでは考え出されたい趣旨の目的は達するのじゃないかと思うのです。別に「其」と限定しなくても、その趣旨は十分達し得るんじゃないか。無理に範圍を狭く限定して、実際にいえば、裁判において無罪をたくさんしてやらなければならぬ必要はないと思うのですがね。これはもし修正の意見が出してもあくまで維持していかれる態度ですか。

○竹内(憲)政府委員 あるいは「其」という字を取りまして、私が御説明申し上げたような解釈に到達するというふうには言い得るかもしれないのでございますが、何と申しまして、この要求罪は従来恐喝で処置をしておりましたものを、強盗よりも重い無期刑までもつけるというふうな非常に重い刑に理解をいたしておるのでございまして、真実安否を憂慮しておる者、その者が憂慮しておるのに乗じてということばがございします。その解釈を正しく理解いたしますならば、仰せのように「其」という字があつてもなくても、やはり「其」という意味になるであらうという解釈になるかもしれないのでございしますけれども、こういう重い罪でございしますと、やはり「其」という字をつけてその關係を明らかにしておく必要があると思ひます。それ、それから、この前申し上げましたが、「近親其他」ということばも、実はなくともおのずからそこへ解釈としては落ちつくのだと思ひますけれども、例

示的にそういうものをつけて、その憂慮している者の範囲を限定する、こういう立法政策上の考慮をいたしまして、この運用の乱用にわたらないように考慮したつもりでございます。そういう考慮が不要だというふうにおぼしめせばならぬと思いますが、ただ「其」を取りますと、やはり解釈で「其」があったと同じような解釈に必ずしも到達しないのじゃないかというふうな私どもは考えるわけでございまして、その点は慎重に御審議を賜りたいと思ひます。

○鑑治委員 関連して、いまの話を聞いておると、「其」はいわゆる憂慮させられた者をさす、こういうことですね。所有を意味するのですか、その者の所有の財物、こういう意味ですか、これはちょっと重大だと思ひますが……。

○竹内(憲)政府委員 所有というふうに限定すべきではなくて、その憂慮する者が実際に支配できる、管理してあるそういう財物、こういう意味でございしますから、本人の所有のものでなくとも、その人が他人から融通を受けて、そしてその金を出す。その金はあくまで融通でございしますから第三者の財物でございしますけれども、その場合には融通を受けて出すという、つまり憂慮しておる者が管理し得る状態になつておる財物、こういうことでございまして、「其」の意味は、その範囲の「其」というふうな解釈願ひたいと思ひます。

○鑑治委員 それならば私はこう思うのです。それはその者から財物を取るのではありません。だれのものであろうとも、借りてこようが、悪く言えば、いざとなれば盗んでこようが、その者よ

り財物を取る。こういう意味だろうと思ひますが、いかがですか。

○竹内(憲)政府委員 鑑治先生のおっしゃる通りに理解していただいていいと思ひます。

○小島委員 関連してちょっとお聞きするのですが、細迫君の言っているのは、むしろ範囲を広げるという意味なんでしょう。それをあなたのほうは、むしろその範囲を狭めなければならぬから「其」としたのであって、あなたの解釈を変えろと言つたって、「其」をとつてしまつたらなかなかむづかしいと思うのですが、そこらの違いなんだろう。どうなんですか、それは広げたらいけないのですか。

○竹内(憲)政府委員 先ほど申しましたように、これは刑が非常に重くなつております。したがって、「其」という意味は、先ほど鑑治先生にお答え申しましたように、そんなに非常に狭い意味を持つてゐるのではないのでございします。さればといつて、それを取つてしまひますと、全く無関係な人からとるやつもこれに入つてくるおそれがないとは保しがないと思ひます。もちろん、この背景になつておりますのは、憂慮しておる者から憂慮に乗じてというしほりがかかつておりますので、おのずから「其」というのがあつてもなくとも、その憂慮しておる者の管理しておる財物を取る、支配できる財物を取るというこの解釈になるという、そういう解釈も立たぬとは限りませんけれども、これがなければ広くなる可能性はあるわけで、そういう点を考えますと、罪の重いこととにらみ合わせますと、必ずしも広くすることば

かりが立法政策上策を得たものではないというふうな思ひでございます。

○小島委員 それでわかりました。どうも細迫君は広くしたいらしいし、あなたのほうは刑が重くから狭めるのだという、その意見が違つておるのだ。それはそれでいいとして、私はもう

一点関連してお聞きしておきたいのですが、近親その他の者ですね。その他の者の中に、たとえば先般うばだつてというふうな話が出ましたが、現実の社会において、いま大体のうばは自分のあれした子供をかわいがるといふのが普通なんです。もしもかりにそのうばがその子がにくくてたまらないうで、あんなものは死んだつて殺されたつてかまわないのだというふうな気持ちがあつたとすれば、一体それはどうなるのですか。ただ客観的に憂慮しているという事実が必要なのか、普通なら憂慮するだろうと思ひ人間でも、全然憂慮しない人間だつたらどうなるのですか。そういうときは不能犯みたいなのですか。

○竹内(憲)政府委員 それは不能犯にならないのでございまして、きのうも申し上げたのでございしますが、要求する行為という中にはそういう場合も含めまして、客観的に見て憂慮しておる者であらうと思ひそういう者に向かつてやつた場合には、やはりこの要求する行為の中に広く含まれるわけでございまして、やはり犯罪は成立するといふ考えでございします。

○細迫委員 いろいろ御説明がありましたが、私には法の立法の趣旨、目的からいって「其」は必要ない、つまり、範囲は、財物の性格を限定する必

要はないという意見を撤回する考えはありません。

問題を変えまして、よく読んでいないのだが、二百二十九条ですか、親告罪にするという条項がありましたね。これはこの改正案に入つてゐるんですね。身のしろ金目的の誘拐でないものに

にかかつてゐるものでしょう、この親告罪にするのは、私の質問の趣旨は、身のしろ金目的の誘拐でないものに関するところのだから、そういう親告罪にしない、親告罪にするというものは現行法に付加すべき問題ではないか。現行法は身のしろ金目的の誘拐に觸れていないのですから、触れていないものに關する一つの改正とも言うべきものですから、新しい法律にわざわざこのういふものを付加するのは立法技術としておかしいのではないか、こういう意見なんです。

○竹内(憲)政府委員 十分御質問にお答えできるかどうかはわかりませんが、この二百二十九条の改正部分は、条文を整理したただけでございまして、実質的に何らの変更を加えていないのでございまして、ごらんのように二百二十九条でも営利目的に出た場合は除かれておるわけでございします。それで、その営利目的のいわゆる営利誘拐でございしますが、この営利誘拐の加重類型として、それが重い場合として今度の身のしろ金誘拐というものを考えたわけでございますから、営利誘拐が親告罪でございせんので、当然身のしろ金誘拐も親告罪でないといふことをただ条文の上であらわしまして、それに關連のある一連の罪を、やはりそれに關連せしめまして親告罪でないといふことにしたただけでござい

す。本来親告罪としておくべき未成年者誘拐のようなもの、そのほか結婚、わいせつ目的の誘拐のようなもの等はそのままに現行法どおりになつておるわけでございます。

○細迫委員 これでけっこうです。

○濱野委員長 次に、法務行政、檢察行政及び人権擁護に關する件について調査を進めます。赤松勇君。

○赤松委員 私は、いわゆる帝銀事件の平沢の件につきまして質問する前に、ここで未決並びに既決の被疑者及び囚人に対する一般健康管理の問題と関連をいたしまして、さきに重大な選挙違反を犯しまして、そして目下檢察庁で取り調べを受けておりました肥後幸なる者が最近獄死をしております。たしか三月の八日であつたと思ひますが、検事の取り調べを受けて三十分後に、その取り調べが終わりつて三十分後に、これは死因は何かわかりませんが死亡した。檢察庁側では重大な参考人を失つたといふことで、事件の捜査上非常な困難を來たしてゐるというところが、すでに一部の報道關係で問題になつております。これはさうなことは私はないと思ひますが、この死因につきましては重大な背後關係があるのではないかと、こういうことが言われております。そこで、それが疑惑であれば、けつこうなんです。疑念があればその疑惑を一掃するために明確にお答え願ひたいと思ひます。その当時小菅刑務所におつたのですか、果嶋ですか。果嶋の拘置所です。その果嶋の拘置所で、たとえば身体苦痛を訴えたような事実がなかつたかどうか、

つまり検事の取り調べ直後に彼が死亡した。しかも、それが死亡した後には死亡そのものに多大な疑惑がかけられたという事は、私は非常に重大であると思うのですが、この点についての健康状態については、どういうような措置をとっておられますか。

○大澤政府委員 たいだいま詳細な診断のカルテ等を持ち合わせておりませんので、概括的に申し上げますと、肥後亭の入所しました際、直ちに健康診断を拘置所としていたわけでございます。その結果、高血圧症ということが直ちに判明いたしました。そこで拘置所といたしましては病舎に収容いたしました。高血圧症に対する治療を施しつつあったのでございます。その間、高血圧症の症状がおさまったときもあり、あるいはまた高血圧のときもあり、そのつど適当な措置をとりまして、場合によりまして裁判所出延等につきましても、医師の意見として出延を取りやめさせたという事実もあるものであります。最近、本年二月末から三月にかけては、大体平常状態と申します。高血圧症は全治はしておりませんが、日常の生活に差しつかえない程度の、いわゆる本人の現在の調子でそのまゝの生活が続けられる、また人との面接応待ができるという健康状態を維持しておいたわけでありまして、さように診断いたしまして、本人の高血圧症に対する治療を実施したわけでありました。

○赤松委員 いまお聞きしますと、すでに本人は高血圧でもってしばしば苦痛を訴えておった。しかし、その後一定の健康状態を保っていった。こういうお話でございしたけれども、それは

は拘置所側の認定であって、客観的には一定の健康状態を保っていったかどうかという事は、これは怪しまれると思うのです。たとえば拘置所の医者が、必ずしも完全な高血圧に関する十分な知識を持っておったかどうかといったような点においても疑問があると思うのです。そういう場合は、逃亡のおそれはありませんから、やった行為につきましては私も非常に憎んでおります。けれども人権は尊重されなければなりませんので、そういう場合には直ちに専門医師の診察を受ける。そのためには逃亡のおそれがないから他の病院へ移送して、そうして十分な手当てを受けさせて、重要参考人としての地位なり生命なりを保存しておくというこの措置が当然とられなくてはならなかったのではないかと申すのですが、どうしてそういう措置をとらなかったのですか。

○大澤政府委員 東京拘置所には医務部長以下十二名の各種の専門の医者がおるわけでありまして、それぞれ約半数は医学博士の資格のある人でありまして、われわれとしては十分な医師と心得ておるわけでありまして、それらが診断いたしました。私、医学の知識はございませんが、彼らの医学的良心には十分信頼しておるわけでありまして、高血圧症としての治療を施して拘禁に耐えるという状況であつたので、拘置所としての特別の措置はとらなかったわけでありまして、もちろん本人の病状等につきましては、常々裁判所、検察庁には連絡をしておるはずでございます。

○赤松委員 高血圧という病気が絶対安静を要するのです。いま医者の数は

何人なんておっしゃいましたけれども、通常、たとえば拘置所、刑務所の中で病気を訴えましても、非常にそれはお粗末に取り扱われている事実がたぶんあるわけでございます。そこでこれを安静な場所に移して、そして本人の健康を十分管理していくという措置をおとりにならなかったことは、私ははなはだ残念だと思つたのですが、きょう突然の質問でありますから、一応その状況を調べて、カルテを添えてひとつ本委員会に、私のところに出していただきたいと思います。それと同時に、本人は拘置所の法で定められた食事をとっておったのか、それとも差し入れ屋の弁当を食べておりましたか。

○大澤政府委員 私、詳細な記録をいま持っておりませんが、私の記憶でございしますが、当初差し入れなんかはございしましたが、医者が診断しました結果、普通の弁当じゃいかぬというので、病人食を給与したように記憶しております。

○赤松委員 その病人食は差し入れ屋から差し入れておりましたか、それとも拘置所自身でつくった食事でしたか。

○大澤政府委員 詳細なものをもち合せておりませんが、記憶によれば、高血圧につきましても特別の減塩食、塩を抜いたそういう病人食を給与していたように記憶しております。

○赤松委員 これ以上質問しても、あなた自身實際客弁の知識を持っていられっしゃらぬと思うので、これはひとつ調べていただいて、いま申し上げましたように、彼の死亡の前後の動静報告と合わせて、たとえば検証をだれが立ち会つてどのようにやったかという

ようなことなどもこれはぜひ私に報告していただきたい、あるいは死亡前の動静報告などもぜひ私に報告していただきたい、こう思いますが、どうですか。

○大澤政府委員 詳細な資料を御提出いたします。

○赤松委員 重ねて言っておきますけれども、世間に疑惑がございしますから、この点については、その疑惑を一掃するという前向きな善意な意味で十分な資料を添えて出していただきたい。

次に、平沢の問題でありますけれども、現在平沢は再審、民事それから特赦三つの請求をしております。そのうち民事の公判は係属中で、四月十七日に第一回公判が開かれることになっておりますが、私は、この点について弁護側が平沢との間にいろいろ協議もしなければならぬ問題もあるかと思つております。前に私は矯正局長に、彼を仙台から一つは健康の理由で温暖の地、つまり千葉にあるいは果鴨に移送してもらいたいということを要求しました。二つには、いまこのように三つの請求を行なっている関係上、やはり東京に彼を置くことが一番便利だと思つたのでありますが、その点についてはいかがでございしますか。

○大澤政府委員 平沢が老齢であり、かつまた民事訴訟等を提起しておるといふ点で東京に移送してもらいたいというお話もありましたことはございしますが、われわれとしましては、民事訴訟等につきましては、平沢にはそれぞれ非常に親切的な弁護人がたくさんついておりまして、訴訟は民事関係では代理人で行なわれております。さような意

味合いで、平沢の老齢なるがゆえに東京に移送するかという問題でございしますが、その点われわれとしましては、平沢なるがゆえに東京に移送するということがもいたしかねること、一般の受刑者、死刑確定者と同じ立場に立ちまして彼をどこに置くかということを考えての必要があるわけでありまして、大體東京管内で確定する死刑囚が非常に多いものでありますから、東京拘置所の監房あるいは管理能力から見まして、またその執行の場合のことなども考慮いたしまして、順次確定の古い者から特段の事情のない限り仙台に送りまして、その管理の全きを期したいというので移送しておりますわけでございます。すでに平沢もいつでございしたか、もう二年ほど前じゃないかと思ひますが、移送したようなわけでありまして、さような意味合いにおきまして、特に健康状態につきましても十分留意しまして、特に現在仙台に置いて差しつかえるというような状況もございしませんので、引き続き仙台に置いてあるわけでありまして、

○赤松委員 私は、仙台にどうしても置かなければならぬ理由がどうもよくわからないわけでありまして、そのきつかけとなつたのは、例の隠しマイクで録音しようとしたあの事件が一つのきっかけになつたものであります。あの移送についても非常に問題がある。しかし、きょうは言いませんが、私に來た手紙によりますと、その老衰状況が非常に進行しております。向こうの刑務所の医師の診断とは事態がよほど違つております。本年彼は七十三歳、逮捕されてから十六年になるわけですね。十六年の獄中生活、そうして

年はもう七十三ということになりますと、これは死なないほうがおかしいのであって、むしろ彼は再審になることをただ一つの人生の希望として、それに生きておる。したがって、こういう非常に悪い環境の中でも、老齢の中でも、かろうじて生きていくというところだと思ふのです。先ほど申し上げたように、現在再審、民事、特赦の三つの請求を出し、さらに再審公判も、東京高裁判事六部で毒物鑑定四件、それから心理学、精神病理学の鑑定二件、その他多くの新事実を添えて、ただいま請求中であります。

こういう状況の中で、この間なくなられた作家の尾崎士郎さんが、人道主義の立場から、中央更生保護審査会の委員でもあり、生前この無罪を強く主張されておりました。こういうふうに多くの文化人や著名な日本の代表的な名士によって、平沢は犯人ではない、無罪である、こういう声が圧倒的に強く起きてきております。すでにこれは映画におきまして、あるいは演劇におきまして、このことを客観的に国民自身が判断できるような、そういう状態が生まれつつあるわけであります。こういうように国民はあげて――疑わしきものは罰せずということはもちろん原則でございますけれども、それ以前の問題として、何ら自由以外の証拠がない。あとで申し上げますけれども、自由以外には証拠がない。その証拠のない平沢を死刑にする。ところが、実際問題としては死刑にできない状況でしよう、ただいまのところ、やるならやってみなさい、国民が承知しませう。これは前の中垣法務大臣、それから賀屋法務大臣も私

の質問に答えまして、慎重を期して再審請求中は死刑にしないということをはっきり言っておられます。私は、もし再審が却下されるということになるならば、世論はこれを許さぬと思うのです。前に私は例のぐんぐん王の問題で申し上げた。法務当局は、ことに検察庁は、この老人の血の叫びをしばしば妨害し、却下し、そして彼の生涯をほうむり去ろうとした。私は、そのときに、勇気を持ってこれを取り上げなさい、そして再審をおやりなさい。再審をやつて、白と出るか黒と出るか、それはあえて私の論ずるところじゃない。しかし、公正な裁判によって黒と出ようと白と出ようと、それによって裁判の威信というものが一そう高まるのだ、勇気を持っておやりなさい、ということをおし上げたことがある。これは裁判所が勇気を持っておやりになつて、あの小林裁判長の歴史的な判決が下された。あれで日本の裁判所の威信がどれだけ高まったですか。やはり裁判所はわれわれの味方だ、人権を守ってくれるところだ、こういう信頼が加速度的に高まったのです。

今度の平沢の、この全く証拠のない無謀な死刑に對しまして、これを執行するよりも、むしろこの際勇敢に再審をして、その実態を明らかにし、公正なる裁判を行なうということが、日本の法務行政並びに裁判制度にとつて最も重大なことだと私は思うのです。試みに考えてみなさい。いまぼくが平沢が老衰で死んだら、この疑惑は何十年、何百年残るのです。残してよろしいか。あなたたちは恩給をもらつて安らかに死んでいくでしよう。しかし、再審の機会を失つたこの老人は――笑

い話じゃないんだ、なんだ君は、こういうような真剣な私どもの考え方、いま平沢は仙台の刑務所で、きょう死刑になるか、あす死刑になるか、彼が無実の犯人であつたならばどんな心境にあるか、そういうことをあなたたちは考えたことがあるのか。もっと人権というものを、ことばの上や法律の上でなしに、心の中で考えてもらわなかつちやいかぬ。

いま刑務所の中におられるけれども、このごろ私に來る手紙では、持病のリューマチがひどくなつて足の関節が曲がらなくなつた。それから絵や手紙もすわつては書けなくなつた、ふとんの中で寝たきりで書いています。リューマチで指が曲がって寒さで痛む。絵をかくときも、口の中に指を突っ込んであたためなければいけない。こういうような手紙をよこしておられます。それから小骨、果糖にいらるときは、胃が悪く血を三回吐いたことがある。ところが刑務当局は、絶対にそういうことはない、健康管理は十分にしている、中に病院施設があるから、普通人以上に行き届いた管理をしている、こう言つておられます。ところが、平沢を救う会の森川事務局長がその辺の食い違いを心配しまして、外部から医師を入れて診察することを求めましたけれども、刑務所のほうはこれを拒否しました。どういふわけでこれを拒否するのですか。仙台の刑務所の健康管理に当たつてはいる医師が博士であるかどうか、それは知りませんが、一方では自然死が近づいてきておる、老衰は一そ

うひどくなりつつある。そういう中であなたたちは、やっかいな事件であるから刑務所の中で平沢の自然死を待つ

てゐる、法務当局は平沢の死ぬのを待つてゐるのじゃないか、だれにでも聞いてみなさい、これは世間一般の通説ですよ。裁判のやり直しを避けて、そうして、あんなのはうるさいからでさうだけ早く死んでくれないか、これが法務当局の考え方だというのが、いま国民一般の通説になつておる。そういう疑惑の中で、こういうように訴えておるのに、はがきを書くのに寝て書かなければ書けない、指が冷たくて口の中へ入れてあたためなければ筆がとれない。そこで森川事務局長が外部から医師を呼んで見せてやつてくれ、いかぬと言ふ。石巻の坂病院の高橋院長に依頼してカルテを見せてもらった。カルテには主病に老衰と記されておる。高橋院長が森川氏に寄せました手紙の一部には、「故意の虐待はないようであるが、積極的な診断や処置はとつていないようだ。こう書かれております。カルテを見た専門医がこういうような判断をしておるといふところに、私は問題があると思う。どうして外部の専門医の診断あるいは權威のある――あすこには東北大学があるのですから、權威のある医師によつて診断をさせないのか。そういうことをやらせないから、あなたたちは平沢の自然死を待つて事件をやむやみに葬るのではないか、こういう疑惑が国民の中に生まれてくるのです。これは平沢一個の問題ではありません。

私も犯した罪は憎む、われわれの仲間を落とすために選挙違反をやつたやつですから、しかし、人の命は地球よりも重いのですから、あの肥後亭の死についても、私が先ほど言つたように世間では疑惑を持つておる。ところが、彼の健康管理についても、いま矯正局長の答弁では、十分な健康管理はやつていない。こういう皆さんの健康管理で、もし無実の者が犯人に仕立てられて、それで刑務所の中で死んでいくというやうな悲劇があつたとすれば、何が民主主義だ、何が民主憲法だ、何が大憲法だ、何が一等國だ、何が大國だと言いたくなるわけですか。どうして外部の權威のある医師の診断を拒否するのですか。その点どうですか。

○大澤政府委員 平沢貞通の健康状態につきましては、われわれ刑務所から月一回報告を聴取しておるわけでございますが、ただいま御指摘になりましたリューマチが高進して足腰が立たぬというやうなことは全然聞いていないのであります。しかし、森川さんとお会いになつてさういふ事実があるというお話でございまして、われわれといたしまして、直ちに納得のいく診断をさせたい、かように存する次第であります。なお、われわれが受けておる報告によりますと、本人は、もちろん七十二歳の老齢でございまして、身体的な老衰状況は出ておることは出ておるわけでございます。しかし脈搏、血圧あるいは胸部、腹部等につきまして何らの異常もなく、また腱反射あるいは下肢のむくみというものはない。一般的状況は年齢相当の状況であるといふふうに報告を受けております。ただ老齢でありますので、肝油とか、塩酸リモナーゼその他胃腸薬、栄養剤等も給与いたしておるわけでございます。十分な管理をいたしておると確信いたしておるわけでございます。ただいまリューマチがあるというやうなお話でございまして、直ちに納得のい

が、彼の健康管理についても、いま矯正局長の答弁では、十分な健康管理はやつていない。こういう皆さんの健康管理で、もし無実の者が犯人に仕立てられて、それで刑務所の中で死んでいくというやうな悲劇があつたとすれば、何が民主主義だ、何が民主憲法だ、何が大憲法だ、何が一等國だ、何が大國だと言いたくなるわけですか。どうして外部の權威のある医師の診断を拒否するのですか。その点どうですか。

○大澤政府委員 平沢貞通の健康状態につきましては、われわれ刑務所から月一回報告を聴取しておるわけでございますが、ただいま御指摘になりましたリューマチが高進して足腰が立たぬというやうなことは全然聞いていないのであります。しかし、森川さんとお会いになつてさういふ事実があるというお話でございまして、われわれといたしまして、直ちに納得のいく診断をさせたい、かように存する次第であります。なお、われわれが受けておる報告によりますと、本人は、もちろん七十二歳の老齢でございまして、身体的な老衰状況は出ておることは出ておるわけでございます。しかし脈搏、血圧あるいは胸部、腹部等につきまして何らの異常もなく、また腱反射あるいは下肢のむくみというものはない。一般的状況は年齢相当の状況であるといふふうに報告を受けております。ただ老齢でありますので、肝油とか、塩酸リモナーゼその他胃腸薬、栄養剤等も給与いたしておるわけでございます。十分な管理をいたしておると確信いたしておるわけでございます。ただいまリューマチがあるというやうなお話でございまして、直ちに納得のい

く「われわれといたしましては、刑務所の健康管理につきましては常に納得のいく確信を持ていきたいと思いますので、その点だいたい伺いましたことに基づきまして、さらに調査いたして、健康管理には十分な措置をとるつもりであります。

次に、外部の医者ということは、たゞいま御指摘の東北大学等權威ある病院でやるということは決してやぶさかではありません。いまださように考えておるわけでございます。

○赤松委員 それではさうさうい措置をとってもらふことにして、最高裁のほうに伺いますが、いま私が矯正局長に申し上げた点、よく聞いていらしたと思うのです。そういう事情でありますから、もう七十三歳なんですから、民事訴訟はようやく受理していただきまして、いよいよ公判が開かれ、弁論も開始されるのでありますけれども、続いて毒物鑑定その他の重要な証拠を添えて出しているのですから、この再審についても、いま兼平さんがおやりになっておるのですか、東京高裁の第六部ですね、これはぜひ早急に取り上げて、そうして国民の疑惑を解いていただきたいということをあなたに要求しておきます。その点について、これは裁判のことですからあれしませんが、大体先ほど申し上げました三つの請求についてどういう状況になっておりますか。民事のほうは別として……

○矢崎最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。三つの、第八番目、第九番目、第十番目の再審の請求が現在まだ結論が出ないで審理中でございますが、いまお話のありましたいろいろ

な点を裁判所においても十分考慮いたしまして、慎重に審理中であるのでございます。裁判のことに関係いたしませんので、この程度のお答えで御容赦いただきたいと思います。

○赤松委員 ただ、こういうことは言えませんか。もう七十三歳の老人だ、したがっていつ自然死するかわからない状態である、しかも刑務所という環境の中にある、そういうことを十分考慮して善処したいと思う。これはあたりまえのことです。だれでも人間として言い得ることで、この程度のことは言い得ませんか、いかがですか。

○矢崎最高裁判所長官代理人 刑事局長としてお答え申し上げます。刑事局長として御趣旨は十分よくわかるのでございますが、高等裁判所のほうの当該部で審理中でございます。当該部においても、もちろんそういう御趣旨を十分よくわかって慎重に審理中だと確信いたしておる次第でございます。

○赤松委員 刑事局長の竹内さん、検察庁側では、またがくつ王の場合のよういろいろな妨害したり、そして却下をするようにいろいろなところ、働きかけをするというところはないの、はい、さういふ、この事件については、再審についてはどういふような考へですか。

○竹内(審)政府委員 いま最高裁の刑事局長からお答えになりましたように、検察庁側からことさら妨害をして却下になるような側面的な工作でもするということのような意味での御質問でございます。もしやうなことは絶対にございせん。もっぱら訴訟手続に乗せまして、手続として関与いたしておるのでございます。

○赤松委員 昭和三十七年十一月十日、本委員会において私はあなたに質問をした。それはどういふことであるかという、二十三年十月八日に出射検事が東京拘置所に取り調べに来たかどうか、これがいま弁護団側で問題になっていっている。出射検事の調書は偽造である、たしか六十回から六十三回までの調書は、これは白紙に平沢は押印を押させてあとで書いたものだ、たしか大村鑑定だと思いが、鑑定の結果それが出ている。これがもし偽造されて、高木検事が書いたものを、出射検事が拘置所に行つて、自分が調べて調書をつくつたんだ、こう言つており

ますけれども、当時御案内のように磯部弁護士から法務省の人権擁護局を通して、そして奥嶋の拘置所の所長に聞いた。所長は、出射検事は来なかったという公文書、これを法務省の人権擁護局に公文書として提出した。後に至つて言をひるがへして、それはよくはわからない、こういうことになっている。私は、この問題について昨年の十一月十日あなたに質問をした。そうするとあなたはこうおっしゃっている。昭和二十三年の十月八日及び九日でございます。「拘置所の保存しております人型索引カードというものが、これは最近になって発見されたわけでございます。最近になって発見された、あつてつづつたのかどうかわかりませんが、最近になって発見された。昭和二十三年以後問題になっておるのに最近になってそのカードが発見された。「平沢が昭和二十三年十月八日に入監して、その当日である十月八日及び九日の両日検察官の取り調べが行なわれたことが、明らかに

その人型索引カードによりまして現在うかがわれるのでございまして、この人型カードと申しますのは、写真にも写して参りましたが、出廷の際には、検察官や裁判官の取り調べに際しては、看守が参りまして、その人が人違いかどうかというのを確かめるために人型の――これは古いやり方なんですが、――の、こんなやうな人相書きのようなんですが、であります。「それから平沢入監当時の刑務所の担当看守でございますが、山本貞助、当時は磯部弁護士は酒井寅夫というふうにおっしゃっているわけでございますが、そうではない、山本貞助というものが担当の看守でございます。山本貞助氏の記憶と当時第三舎房の担当の看守部長をしておりました竹中麟之助、これはいづれも現職のものでございまして、その者の当時の手帳の記載によりますと、平沢は昭和二十三年十月八日午前七時三十分、パトカー四台で拘置所に護送されてきたが問もなく検事の来所があり、取り調べが行なわれ、午後これが終わつて舎房に入房されたものであるというところがその記載によつて明らかにうかがわれるのでございまして、こうあなたが私に答えた。私は、あなたの答弁には納得できぬ、さらにこれを調査して後日質問をするということをおなたいに申し上げます。竹内さん、検事が朝七時半に拘置所に被疑者の調書をとりに来たなんて例は私は聞いたことがありません。そして第一、七時半になぜ来なければならぬのか、七時半から取り調べを行なつた、こういうことですね。平沢が拘置所に来たのは昭和二十三年十月八日午前七時三十分、パトカー四台で拘置所に護送されてきたというふう

うに承知しているとあなたは答えております。そうすると検事は、七時半という時間を期してその被疑者と同一時間に向こうへ行つたということになる。ところが、ここで疑問が生ずるのは、竹内さんは御存じないと思うのだが、あの鉄製のとびらを開いて中へ入る。それで第一に何があるかといへば、われわれ平服のままで入つて、そして検事の取り調べを受けるのではないのです。まず所持品を調べ、私物を管理してもらふ手続をとります。そして今度は獄衣に着がえて、戒護課へ行つて、そこで一応入所の手続をやる。これも一時間かかる。さらにその他の手続を踏むと、自分の舎房に入るのは二時間半かかります。そうすると、あなたの当時の記録だところおっしゃつております。担当看守は出射という検事が来た覚えはない、初めはこう言つておつた。ところが、あなたが突然最近になってこのカードが出てきた、そのカードによればこういふことになってきた。そのカードによれば七時半に平沢が来て、検事が七時半に来てそして取り調べを始めた。冗談じゃありませんよ。それは志賀君だつて刑務所の経験がある。よく知つておりますよ。あなたは刑務所のしきたりを知らないからです。しかも検事が来たときは、検事はすつと入つて取り調べ室に行くのではないのです。刑務所は、御承知のようになつてそこへ行くのにも全部かぎをあけて入らなくてはならぬ。すべてかぎがかかっています。検事は一人で行くわけにいかぬ。しかも検事が来た

ときには、所長なり戒護課長なりがちゃんと迎えに出て、そして取り調べのほうに検事は来ないといふ初め言っておいた。最近になってカードが発見されてきた、いつ来たか、平沢と同じ二十三年十月八日午前七時三十分、それから取り調べが始まった、こんなばかげたことが信じられますか。

それから当時法務省の人権擁護局が、これを東京拘置所長にどうだと聞いた、拘置所長は出射検事は来なかった、こういう公文書を出している。そうすると人権擁護局がうそをついたのか、あるいは東京拘置所長がうそをついたのか、後にカードが発見された、検事が来ればちゃんと記録がありますよ。刑務所ですから、検事がかかって入って出てくるものではないのか。これは一体どういうことですか、こういうばかげたことは。検事が来ないといふとすれば、来ない検事がどうして調書をとったか、第六十回から第六十三回までの調書は明らかに偽造である。よくやるのですよ、検事が。警察でもやるんだ。成智警部が言っておるじゃありませんか。帝銀事件の主任捜査官だ。当時警視庁は藤田刑事部長も成智主任捜査官も平沢は犯人ではない。高木という青っちょろい検事が、初め殺人罪で引っぱったんではない。これはたしか詐欺罪か何かで北海道へ行って引っぱってきた。これは警視庁の指令じゃないのです。藤田刑事部長も知らない、成智主任捜査官も知らない。全然お門違いな警部補がだれかの命によってさっさと行ったんだ。警視庁じゃないんだ。それは別のルートだ。そして北海道におった平沢をつか

まえて、これを高木検事が詐欺罪でほんと引っぱってきた。マスコミが一斉に帝銀犯人だ、帝銀犯人だと——初めは殺人犯で引っぱったんじゃないでしよう。そうしてとうとう彼は帝銀事件の犯人にでっち上げられた。あとで私は申し上げますけれども、これは満州において細菌兵器を使って、ペスト菌やコレラ菌を使って中国の軍隊を殺しておった石井部隊の七三一部隊——私の調査したところによると、当時一審公判で、捜査幹部も、進駐軍関係の捜査資料は提出しないものがあると説明しておる。当時はアメリカの占領下であつて、やむを得ない事情があつたのかもしれないけれども、その際に提出されてない駐留軍関係の調査資料は、捜査のごく初期のものにあらわれておる。それは帝銀事件の際に、現場の近くの相田小太郎という伝染病発生の家に来ていた第八軍のアーレンという兵隊がおる。その当時の犯人と思われる者が、いま駐留軍が相田家に来て消毒中ですと言つた事実、これは時間がびたり合っている。また他の未遂事件の際にも同じように、米軍のジープが近くの伝染病発生の家に来た。来ると犯人が言っている。アーレンといふのはまず第一に共犯の嫌疑または他の理由で捜査しなければならぬはずなんです。ところが、このアーレンについては全然取り調べていない。それからアーレンと一緒にいた豊島区役所の衛生課の医者は、当時共犯の疑いで取り調べを受けて非常に迷惑をうむたということが明らかになつた。それから白昼三時に十数名を殺す銀行強盗計画が単独犯で行なえるかどうか。これは私は前の委員会で指摘し

たように、おもしろいことには梅干し大の青酸カリを売ったところがないのですよ。それで平沢が買ったというところには調べに行つたら、そんなものは売った覚えはありませんと向こうは言う。そして梅干し大の青酸カリを——これは○三グラム以下は死なない、ちょっとでもオーバーすると死ぬのだ、そうですが、これを十何ばいコップに分けて十何人に一ぺんに飲ませて、そしてさつと逃げる。あとでどこでどのような死体があつたかというのをちゃんと平沢が書いておる。おそろく書かされたと思うのです。これをもらひなさい、十何人殺して、そうしてこんな現場のこれが全部掌握できますか。どこに死んでおる、こう死んでおるか。こんなでたらめな話がありますか。しかも絵かきです。絵かきが梅干し大の青酸カリ、○三グラム以下ならば安全、○三グラム以上ならばすぐ死んじやう、それを十何ばいのコップにすうと分けて、自分も飲んで、それは○三グラム以下だから死なない。ほかのは○三グラム以上にしてさあつと飲ましておる。そうしてどこで死んだか、死ぬまで見ておるか。それであとになってここに死体、ここに死体という、これは全部検事が書かしているのじゃありませんか。こういうむちゃなことがありますが。その当時の警視庁の動静報告書をごらんください、この前私若干ここで明らかにしたが、朝の八時から夜の十時、十一時まで取り調べる。成智警部も言っておりましたけれども、誘導尋問をやるわけだ。ここに死体があつたらう、ここに死体があつたらう、朝から晩までそれをやるわけだ。それを十日も二十

日も一カ月もやられたら、たいてい頭の中に、どの辺に死体があつたかという錯覚が起きてくる。こうしてつくられたものだとはいわれておる。しかも重大なことは、そのときに読売新聞がGHQのイートン中佐と警視庁の藤田合同捜査本部長との立ち会いのもとに、この事件については、つまり石井部隊の追及はやめる、取材をやめる——これはたしか当時の読売新聞の社会部の次長をしていらつしやる大木さんという記者です。現にいらつしやる。この人が「探偵実話」昭和三十三年の十二月号の六十八ページにその事実を全部明らかにしている。これは証拠がある。本人が書いておる。そのときのGHQは、「石井部隊は米軍側の対ソ戦に備えて現在保護を加えて温存しているわけで、おまけに石井中将は戦死したことになるが、都内某所に手厚い保護を加えられてりっぱに生活している。これを読売新聞でばき立てられては非常に困る。帝銀事件そのものから手を引くというのでなく、石井部隊を洗うことをやめてくれぬか、そのかわり司令部に入つた情報全部読売に提供する。」こう言っている。どうですか、これは重大な問題です。表面石井中将が戦死したことになつておる。ところが死なぬ。某所に手厚い保護が加えられて生存している。そして読売新聞は帝銀事件全体の追及をやめろと言ふのじゃない、石井部隊の追及だけはやめてくれ、それは対ソ戦に備えて細菌兵器を使わなくてはならない。千葉の軍の学校にそれを温存して、朝鮮戦争でアメリカが使つたじゃありませんか。したがって世間の疑惑は、これをやらしたのはGHQ

の特務機関であり、その特務機関が石井部隊を使ってやったのだ。つまり細菌兵器を専門に使つておる当時諜訪中佐といわれておった——これはわれわれは追及したけれども、残念ながら死んでおる。石井部隊の諜訪中佐、石井部隊の中をずっと洗つてみると、石井部隊の諸君も、あの男しかやれないだらう、これは何分かの間に十何人一ぺんにさあつと殺しちゃうのだから。それで結局帝銀の銀行員の諸君はモルモットになつたわけだ。テストされたわけだ。それを朝鮮戦争で使つておる。私はこの間朝鮮に行つて博物館をずっと見たが、軍事博物館に、使つた細菌兵器が全部陳列されておる。こういう背後関係というものがこの公判において全然明らかになつていない。警視庁の刑事部長も主任捜査官も彼は犯人でないと言つておる。そして藤田刑事部長の命令で成智警視はあの高木という検事のところに連れて、彼は犯人じゃありませんと言つておる。そうしたら、よけいなことを言ふなと一喝を食はされておる。それでとうとう彼は死刑の宣告を受けた。こういうことになつておるわけでございます。こういう状態で、いわゆる隠匿された米軍関係の事実が明らかにされておる。私がここで要求したいのは、警視庁に留置されておつた当時の平沢の動静報告書をぜひひとつ委員長にとつていただきたい。いかがでございますか。これは政府に要求します。動静報告書、警視庁の留置場に留置されておるそのときには動静報告書がちゃんとあるわけですから。それをぜひ私に資料として出していただきたい。よろしゅうございませぬ。

○竹内(警)政府委員 警視庁の保管しております書類でございますので、私のほうからお引き受けするとかしないとかいうことは、いまちょっと確答申し上げかねるわけでございます。

○赤松委員 それじゃ委員長のほうからひとつ要求してください。

なお数点。私はここで毒物の鑑定について明らかにしておきたいと思うのであります。この毒物の鑑定について、荏原の未遂事件の犯行で使われた毒物は茶褐色の溶液であった。帝銀の椎名町で用いられた青酸化合物は白濁していた。これは目撃者の証言で明らかになっております。ところが平沢の自供では、初め塩酸から青酸カリに変わり、梅干し二つ大の青酸カリを持っていて、荏原のときはその中から耳かき約一ぱいを用い、きかなかったので、帝銀のときは残り全部を用いたたまたまきいた、こういうことになっておるわけですね。これが死刑判決の根拠になっている。検事側は慶応の中館教授に鑑定させた。中館博士は「市販の青酸カリはナトリウムもしくはソーダを半分ほど混入している。風化すると茶褐色になったり白濁したりする」との鑑定をして、裁判所はこれを記述として採用、判決を下した。ところが、再審弁護団は東京工大名義教授の秋谷七郎博士、代々木病院副院長の中田友也博士、東北大学の岡野博士の三人に鑑定依頼を出したところ、秋谷博士は、市販の青酸カリは工業規格で、純度九〇ないし九五%を要することになっている。この比率からいくと、青酸カリは着色することはない」という結論を出している。さらに東北大学岡野博士は、青酸カリを水道の水に溶かした

という平沢の自供に基いて、水のほうから着色する可能性はないかという点を追求した。そして「水溶液のほうに鉄イオンを含む場合は着色するが、水道の水の中には鉄イオンは含まない。したがって水質のほうから着色することはない。こういう結論を出しておる。また中田博士は、「青酸カリ、水質、双方から着色する可能性はない。他の場合で着色したのならその説明がなければならぬが、平沢の自供及び判決の双方に、その説明がない。こういうふうに指摘をしている。こういう点についても弁護団側から重要な証拠物件として裁判所のほうに再審請求をする根拠として出しておるわけですね。

こういう点をいろいろ勘案をされて、この事件は以上のような全くやみに包まれた、黒い霧に包まれた事件でございまして、第一には、彼が獄中で死なないうちに再審をして、そうして事態を明らかにして、日本の裁判の威信を高めていくという措置をぜひ講じていただきたい。繰り返して申し上げますが、私が、あのがんくつ王の問題であなただちに、この事件の裁判のやり直しをするのは日本の司法制度の威信を高めることになる、勇氣を出してやりなさいと言った。どうとう名古屋高等裁判所は勇氣をもってあのような判決を下しました。平沢は七十三歳、きょうあす死ぬかも知れません。そういう老人でありますから、一日も早く再審をしていただいて、世間の疑惑を解くと同時に、日本の裁判制度の權威を守っていただきたいということをお願いして、なお私はこの問題についてはいろいろ質問が

ございますけれども、これを後に残しまして質問を終わりたいと思っております。

○濱野委員長 志賀君。

○志賀(義)委員 昨年十二月十七日の臨時国会で、当法務委員会において質屋法務大臣に松川事件の無罪判決を尊重するかと、私が伺いましたときに、これを尊重する、こういう御返事がありました。尊重するならば、現に三人の国鉄従業員が死んだ松川駅付近の列車転覆事件というものは動かしがたい事実で、別に真犯人はあると思うが、その真犯人を追及するか、どう伺いましたところ、質屋法務大臣は、「何さま年月の経過も長いことでありまして、追及し得るやいなや非常に苦慮いたしておるところでございます。」「苦慮する」というのははたらかしておくのかという私の質問に対しては、「苦慮しておりますから、ほったらかしてはおけません、事実上は捜査が困難じゃないかと思ひまして、せつかく検察当局におきまして、いろいろいま考究をいたしておるところでございます。」「こういう御答弁でした。そこで私は「その研究の結果は、追って通常国会で伺うことにいたします。」と言ったのですが、この通常国会のきょうこの委員会において、検察当局ではどういう考究をされたのか、竹内局長から御答弁願いたいと思ひます。

か、そういうようなことをやっておるやうに聞いております。しかし、その捜査の結果がどういうことになりましてか伺っております。……

○志賀(義)委員 捜査はしておるのですか。

○竹内(警)政府委員 はい。そういう捜査を捜査等に基づきまして警察当局もやっておられるようでございます。が、検察当局も関心を持ってその捜査に協力しておるということでございまして、

○志賀(義)委員 これまで時効が迫って、時効前前にあるいは時効の前日に真犯人を逮捕できたというようないことがときどき新聞紙上にも出るものでありますが、この事件は、御承知のとおり八月半ばには時効が完成することになっておりますが、それまでにはどういうめどを立ててこの問題を取り扱われるつもりですか。局長のほうにおわかりでございましょうか。

○竹内(警)政府委員 内偵調査をいたしておりますものの、状況によりましては、仰せのとおり八月中旬には時効になりますので、その時効にならないうちに手当をしておかなければならぬのでございまして、その辺の具体性というようなものにつきましては、私詳しく承知しておりませんので、どういうめど、どういう計画でいくかというようなことは申し上げかねます。

○志賀(義)委員 昨年九月三十日から十月一日にわたって全国の検察官の会合がございました。その席上あなたは松川事件についてこういう指示をされております。「この事件の終結にあたり、その捜査及び公判活動の全般を顧みましますとき、あるいは長期裁判、裁判

批判等の問題について幾多の論議が行なわれ、あるいは証拠品の取り扱いなどについても若干の批判を招いたことは御承知のとおりでありまして、これらのうちには検察運営の基本に触れるものとして深い関心を払わねばならないものもあると存するのであります。云々」いわれなき論議、批判に対してはき然たる態度で、主張すべきは主張し、いやしくも検察の公正に関し世人の疑惑を招くことのないように、つとめ、もって将来の検察運営にいかんなきを期せられたいのであります。あなたはこのように指示をなさっております。それはこの問題について、当法務委員会でも問題になりましたが、あなたはこの質問のあったことについてどういう指示をなさったか、またその指示についてどういう回答が検察側からあったか、その点を伺いたいと思ひます。これは確かにあなたは、いま私が読み上げたようなことを言われましてね。

○竹内(警)政府委員 私は、会合の際に、法務大臣の命を受けて指示をいたしております。しかしながら、その指示は部外には公開しないものでございまして、検察の何と申しますか、秘密に属することとございまして、先生がどうしてそれを手にお入れになったか、私は存じませんが、しかし、そういう趣旨の指示をいたしましたことは間違いないと思ひます。そのとおりかどうかはわかりませんが、そういう趣旨の指示をいたしました。

この松川事件につきましては、私も国会でしばしば御質問を受け、私自身もほんとうに考えてきたわけでございまして、私は検察の威信のために、前

向きにこの事件を善処して、これを決してただ単なる非難というふうにとらないで、檢察をほんとうに考えて、もしも改むべきものがあるならば改めていかなければならぬという私の熱意をそこに表明したつもりでございます。

そういうことの反響かと思えますけれども、法務大臣といたしまして、この事件の調査等を考えておられたわけでございますが、まだそれを言い出さないうちに、最高検察庁では、私のほうで調査をいたしますというところでございまして、その調査を日発的に現在やっております。その調査を期待しておるわけでございますが、檢察当局も意のあるところはよくわかつてはいるはずであります。

○志賀(義)委員 これはこの松川事件だけでなく、予讃線事件、それから下山事件、三鷹事件、当時共産党がやったと政府側が進んで宣伝された事件がみな時効になります。これらの事件の中で、ほぼ真犯人がだれであるというところまでしぼることのできた事件もございいます。いずれもこれらのことは、遺憾ながら檢察庁においても警察庁においてもそのままにされておるわけでございますが、これらの事件がみんな今日ひっくり返っておるのであります。共産党がやったものでないことは、三鷹事件を含めてはつきりしております。それで、私どもがそういうふうな、非常に逆宣傳を受けて迷惑したばかりでなく、それを口実に多くの労働者が職場から追放されて、言語に絶する苦しみを受けてきたのであります。法務大臣が、その最高裁の松川事件に関する判決を尊重すると言ふ意味は、元被告であった人たちが真犯人

人ではなかった、別に真犯人はある、こういうことを認めて尊重すると言われたんだと思いますが、その点はいかがでしょうか。次官に伺います。

○天竺政府委員 刑事局長からお答えいたします。

○竹内(壽)政府委員 大臣のお考えを推測いたすほかないのでございますが、私は、捜査に当たりました者、あるいはこの公判維持につとめた檢察官は、おそらく犯人は違ふというふうな思いながらこの事件を維持につとめたとは思えないのでございまして、その人たちの熱心をやってきたことに對しまして、大臣がこの判決を尊重するというところで、ピリオドを打つぞという、大臣としての御見識をそこに示されたものと思うのでございまして、そのお考えが、裏返して、犯人はほかにあるということを大臣が確信をされて、そういうふうにおっしゃったか、あるいはその点は結局わからない、ことになつてしまつたけれども、この事件について努力は努力として多とするけれども、もう今後この事件についてこれ批判がましいことをあとからぐずぐず言ふなという意味の、ここでピリオドを打つて、最高裁の判決によつて檢察官はここで一応ピリオドを打つてしまつたというところの大臣の見識を示されたものと私は推測するのでございしますが、その辺は当時の大臣の真意といふものは私はわかりませんけれども、さういふに推測いたしております。

○志賀(義)委員 大臣の答弁は、ここでピリオドを打つ、檢察当局もぐずぐず言ふな、それは確かに一面にありま

たしておるところでございします。先ほども引用しましたが、こう言つておる。そうしますと、檢察当局に対する質問は、いつも刑事局長のあなたを通じての御答弁をいただいているわけですから、そうしますと、いろいろと研究しているというのとは、どういふことをやっているとかわからない。研究はしていると思われ、こういうことではわれわれ満足できません。一体どういふことを研究しているのか、来週までにひとつ責任を持って御答弁願えますかどうか。きょうはこの事件については最初の質問でありましたが、それに移る前に、ちょっとそのことを伺つておかないと事態は明らかになりません。そこをばつきり御答弁を願います。

○竹内(壽)政府委員 それは、この事件をもう忘れてしまふというふうな、そういう意味ではなくて、この事件の捜査、公判の過程を通じて、檢察官に向けられました不信の念と申しま

すか、そういうものの原因はどこにあったか、檢察官の取り扱ひの中に不当なところはなかったか、また、これはもう法律的に違法であるとか何とかいふことは別として、檢察の威信に關するやうな処置があつたのではないかと、このことを前提としたとして、その点についていろいろと考究するといふ、内容は調査をいたしまして、是正すべきものは是正をする。それから、もし誤解であるといふことがわかるものは、場合によつては誤解であるといふことも解かなくてはなりません。そういうやうな点についての考慮をめぐらしておられるといふことを大臣はそこでお話しになつたかと思つてございします。私も全くその点は同

感でございします。したがしまして、こちらの委員会の御要望の次第もありましたし、私どもは御要望がなくても、法務当局の立場で、この事件を通じて、檢察の運用そのものにつきまして再検討をしてみたいという考えでございました。先ほど申したやうに、最高検みずからが特別の検事を指名しまして、徹底的に洗つてみますからということでありましたので、それに期待しておる、これがいまの実情でございます。

○志賀(義)委員 ではこの次にそれを御報告願います。

ところで、昨年九月十二日、最高裁の無罪判決の日に、松川弁護団から、真犯人だといふ人物からの手紙を発表し、これに關する若干の資料もあわせて発表しましたが、当局ではそれに関して検討あるいは調査されたかどうか、それを伺います。

○竹内(壽)政府委員 私自身は、もちろんその内容を検討しておるものと考えております。

○志賀(義)委員 きょうは警察庁の新井次長に御出席を願つたのであります。新井次長は松川事件の当時、福島県警察本部長ですから、あるいはきょうは逃げられたかなと思つておるのですが、この次にぜひとも出ていただきたいと思つております。

紙の発表があつたのでございします。この手紙は三十三年の日付のものでございします。つまり投函せられた時期は最高裁の上告審判決が出る前のものでございします。それが一体なぜ数年たった昨年御発表になつたのか、やや理解に苦しむところが私どもとしてはあつたのでございしますけれども、やはりこういうものが発表せられました以上、一応その事実について調査をする必要があるといふことで、愛知県警察のほうに調べてもらつたのでございします。

○志賀(義)委員 そうすると、手紙の端緒が得られなかつたといふことで終

わられたのか、これが一点。もう一つは、あるいはこれは単なるいたづらと見られたのか、そういう点はどうでしよう。

○後藤田政府委員 有力な端緒となるやうな面が判明しなかつたといふことで打ち切つたものでございします。

○志賀(義)委員 この手紙の問題についてはあらためて伺うことにしまして、さて、先日松川事件の弁護団から出た報告書があります。その四「真犯人追及に關する新たな資料と見解、日本少女歌劇団の周辺、松川事件弁護団」といふのが発表されております。こういう書類でございしますが、ごらんになりましたか。

○後藤田政府委員 聞いていただければ、あるいは……。

○志賀(義)委員 これを要約しますと、松川事件の起こつた八月十六日の夜、松川町の松葉座で日本少女歌劇団

というレビューの興行がありました。このレビュー団は突然、予定にもなかったのにその晩松川で興行をして、事件のあった翌十七日には松川を去っております。このレビュー団について事件発生当時捜査をされたかどうか、この点警察に伺います。

○後藤田政府委員 事件の発生当時は、地元福島県の国警といたしまして、実は非常に幅広い捜査をいたしております。そういうようなことでこの少女歌劇につきましても、見に行った者及び劇場関係者、こういうものにつきましまして、その当時捜査をいたしておるようでございます。

○志賀(義)委員 レビュー団について

○後藤田政府委員 ただレビュー団につきましましては、当時捜査線上に浮かんでこなかったというようなことで……。

○志賀(義)委員 いまのところちょっと聞き漏らしましたが、どういう理由で捜査線上にのぼらなかったのですか。

○後藤田政府委員 それはその当時劇場関係者等について調べまして、その結果、劇団員については線上にのぼらなかったといったようなことで、劇団員の捜査はその当時はいたしておりません。

○志賀(義)委員 松川事件で、その当時あの近所で調べられなかった者は、小さい子供が足腰の立たないじいさんばあさんだけだといわれているのです。いまあなたのおっしゃったことを見ても、このレビューを見に行った人たちが捜査されたのですか。ところが、レビュー団だけは捜査されてい

い。そこで弁護士があとで聞きましたところ、レビュー団の団長であった島幹雄という人、それから団員の二、三が、なぜ調べられなかったのか不思議だと言っておりますが、どうも捜査の常道からはずれているんじゃないでしょうか。新井さんがおられたら一番よく御存じですが、肝心のときどうも逃げられて残念ですが、どうですか、こういう捜査のしかたでありますか。われわれしろうとからしても、一番くさいなとにらむのが普通だと思えますね。その点いかがでしょうか。

○後藤田政府委員 もちろん劇場主等について調べておりますので、おっしゃる通りに、くさいということであれば、これはもう何をおいても捜査しなければならぬことは当然でございますけれども、その当時の捜査の実情から見ても、捜査線上に浮かんでこないのである、こういうことで捜査からはずれたのでございます。

○志賀(義)委員 昭和三十四年八月十日、最高裁で一、二審判決を破棄し、仙台高裁に差し戻しを命じたあとで、当局はにわかにかこのレビュー団に関する捜査を始めた。事件が起った当座は捜査線上にのぼらなかった。最高裁から差し戻しになってからにわかには捜査を始めた。あらためて捜査線上に浮かび上がった何らかの理由があるのですか。捜査をしたかしないか、捜査をしたとすれば、何か捜査線上に浮かび上がることがあったのかどうか、この点を伺います。

○後藤田政府委員 最高裁で破棄差し戻しになって、仙台高裁で審理をせられるという事になりました時期に、この問題が新聞あるいは週刊誌等で取

り上げられたのでございます。そこで事柄の性質上、当然これは警察としても事実を明らかにしなければならぬ、こういう意味で捜査をいたしたのでございませう。

○志賀(義)委員 では、その捜査の結果はどういう結論になりましたか、それを伺います。

○後藤田政府委員 捜査の結果は、本件には関係がないということが判明をいたしておるのでございます。

○志賀(義)委員 ところが昭和三十六年ごろ、島レビュー団団長は、福島県警にプログラム、人員編成表、巡業日誌など提出したそうなんです。いまだに返してもらえないと本人は言っているが、現在それはどこにあるのか、正式に領置してあるのか、それを伺います。

○後藤田政府委員 お話の巡業日誌等につきましましては、三十六年六月十三日、仙台高検に送致をいたしてござい

ます。

○志賀(義)委員 これは何ですか、昭和三十四年に調べられたときに提出を命じたものを昭和三十六年に提出されたのか、昭和三十六年にまたあらためて警察が提出を命じたときに、レビュー団のほうからとられたものかどうか、それを伺いたい。

○後藤田政府委員 昭和三十六年の三月ごろから捜査をしておりましたが、六月にそれを高検に送致したものでございませう。

○志賀(義)委員 おかしいですね。ただいままでのお話を伺いますと、最初捜査線上に浮かばなかった。それで最高裁で差し戻しがあつた昭和三十四年八月以降に直ちに新聞、週刊誌に出

から調べた。そのときにもおかしいことはなかった。ところが、いま伺えば、三十六年の三月から六月にかけてでしか調べて、これを提出した。じゃ、昭和三十六年の三月からまた捜査線上に何か浮かび上がったのか、どうもあなたのおっしゃることはつじつまが合わないが、そこを御答弁願います。

○後藤田政府委員 この件についての調べは、三十六年三月から調べに入っております。そして先ほど申し上げた時期に仙台高検に送致をした、こういうことでございませう。

○志賀(義)委員 わかりました。そこで私が伺っているのは、あなた方が事件の発生当時レビュー団が捜査線上に浮かばなかったから、そこへ見に行つた者は調べたが、レビュー団は調べなかったと言われた。次に三十四年八月十日に最高裁から差し戻しになったときに新聞、週刊誌に書かれたから捜査したが別に何もなかったと言われる。では、昭和三十六年三月に第三回目で

すが、これを捜査されたときに、なぜこのときに捜査する理由が発生したのか、その理由を伺いたいと言っているのですが、その点の御答弁がありません。それを伺います。

○後藤田政府委員 島の調べは三十六年にやっておるようでございます。それ以外の人については差し戻し審判時に調べておる、こういうことになっております。

○志賀(義)委員 どうも御答弁になりませんが、では、なぜ昭和三十六年三月になって島団長を調べ、これらの文書の提出を命じたのか。何が動機でそういうことを三十六年三月になってやられたか、動機があるに違いない。そ

れをはっきりしてくださいと伺っているのです。どうもその御答弁がないのです。

○後藤田政府委員 プログラムであるとか、人員編成表とか、巡業日誌というようなものはやはり重要なものでございませうので、そういった捜査を徹底しておかなければいかぬということで三十六年にその時期がなつた、こういうことであらうと思ひます。

○志賀(義)委員 なぜ三十六年にそういう書類を――最初は捜査線上に浮かばなかったと言われ、差し戻し審判のときにジャーナリズムに書かされたから調べられたが、それはそのままだにしておいて、なぜまた三十六年になってそういう書類が重要なものだと認められるようになったのか、何か動機があるでせう、差し戻し審判からまた二年近くたつているときですか。それはどういう意味かと伺っている。ほかのことはいからその点だけを答えてください。

○後藤田政府委員 その点はいま局長からお話を申し上げたところに大体尽きるわけでございますけれども、当初事件当時においては容疑と言いますか、いろいろな者を調べましたけれども、劇団関係については一応容疑をかけるに至らなかった。しかし、差し戻し審判が始まるに及んで新聞、雑誌等の話もありまして、劇団関係者を調べるとい

う段階になった。最初は劇団を興行せしめた当事者というのが福島市の内におりますので、こういう関係を調べておたわけでございます。それからさらにその周辺も調べたわけでございますけれども、これらについてはただいま局長からお話を申し上げましたよ

うに、関係がないということで一応調べを終わっておいたわけでありすけれども、さらに差し戻し審の進行過程におきまして、もう一度さらに念を入れてその他の資料をできるだけ収集する必要がある、こういうことで鳥という社長にも会ってその調書もとっておくわけでございます。この調書は昭和三十六年三月二十三日にとっておくわけでございます。その際に、ただいまお話しの日誌であるとか、あるいはプログラムであるとかいうようなものを提出してもらいまして、領置をしておるわけでございます。そのプログラムの内容を特にとりましては、これは事件の内容で関係がございますが、当然当夜犯行の現場におもむいた下手人たちが、途中でその劇団がはねた時期に会ったであろうというふうなことも問題になったわけでございますので、そういうことがあり得たかどうかというものを当夜のプログラムについて時間関係を調べる必要があるというふうなことで、捜査がさらに深化していった、そういうことでございまして、特に何らかのきっかけがあつてということではなくて、その捜査をだんだんに深化させていったというふうに私ども考えておるのでございます。

○志賀(義)委員 いまのお話だと、事件が起こったときに松川の人を全部洗っていますね。レビュー団を見物に行つた人までも調べている。調べた結果、あなた方はレビュー団そのものは捜査線上に浮かばなかったと言われるのだが、レビュー団そのものをそのときに調べて、これは関係ないと、本人たちの、レビュー団関係者の言うところから結論されたのか。初めからこれ

は調べなくて、周囲を調べてみて、これは問題ないと言われたのか、どちらなのか、これが一番肝心な点です。

○後藤説明員 それはおよそ捜査の常道から言いますと、その事件の当日その現場周辺におつたあらゆる人々に一応当たるのが筋であらうと思ひますが、御承知のようにこの劇団は各地を転々としておる劇団でございますので、そういう関係で、まずもって先に調べなければならぬ関係者というやうなものがございますので、そういう人々をまず調べた上で、しかる後にという捜査の順序もあつたものと考へておるのでございます。

○志賀(義)委員 一番肝心な点を調べられなかった。週刊誌や新聞が書き出したから調べ始めた。そのうちにだんだんこの問題が重大になつてきたので、また第三回に調べた。あなた方は、いま言つたやうなことが捜査の段階で起つてゐる、このことを考へ直してみられたことがありますか。転々とするもの。そうしてその当夜突然そこで興行したもの、予定になつたものがそこで突然興行することになつた。これはあとでも言いますが、それならば捜査当局としては、ほかはおいても、この転々として移つていくものを、まず何かあるのじやなかつたらうかと調べられるのが当然だらうと思ひますが、捜査過程においては、当初そういうことは問題にならなかつたのですか。

○後藤田政府委員 結果として考へてみますれば、差し戻し審になつてから週刊誌、新聞等に出て、調べなければならなかつたやうな事柄である以上、これはやはり事件発生当時調べ

ておくべきであつたということは、これはさうに考へております。ただ當時は、先ほど言ひましたやうに、劇場の関係者、見物人等に当たつて、捜査の線上に浮かばなかつたということではなかつたわけですけれども、これはやはり結果として考へれば、それはその當時に調べるほうがよかつたということとは、これは私は当然だと思ひます。

○志賀(義)委員 そうしますと、劇場関係者は調べた。しかし、レビュー団は当初調べなかつた。しかし、差し戻し審になつてみれば、これは調べておくべきだつたということが明らかになつたと考へられますと、捜査上そのころに手抜きがあつたということになりますね。その点いかがですか。

○後藤田政府委員 この件のみならず、私は松川事件の捜査の進め方等を、公判の審理経過あるいは判決の内容等を考へて、これはやはり警察としては反省すべき点は反省する、改めるべきところは改めなければならぬというふうな考へておる点はございます。御指摘のやうな点もあるいはその中に入る一つであるかもしれません。この点については、私も現在この事件の過程と警察としても真剣に検討をして将来の警察運営の資料にせよならぬというところで、現在まだその検討をいたしておる段階でございます。

○志賀(義)委員 検討もけつこうですが、時効が間もなく完成するときですから、これは急いでいただかなければならぬ。というの、三人の犠牲者が出ましたね、列車転覆のため。その機関士の奥さんは、いまだに無罪になつた人々がやつたのだらう、こ

うふうに考へてゐる。それどころか、最近出ました文芸春秋を見ると、有名な諏訪メモに作成者諏訪親一郎君が、あの不完全なメモで無罪になつたのがおかしいやうなことで書き出している。こうなれば、なおさらあなた方がこ

○志賀(義)委員 それは一応申しを考へておるのですか。全然とらなかつたと言われるのですか。私どもの聞いたところは、宿帳をます屋のほうで提出したということになつておりますが……

○後藤説明員 宿帳の点は領置はしてないやうでございます。

○志賀(義)委員 事件の捜査をやる場合には、直接事件に関係のあるものもあるし、それから事件に関係のないものも非常に広い幅で調べるわけでございますが、事件に関係してゐるものにつきましても、調書のみなならず、証拠品一切検察庁に送致をする、こういうことにいたしましたのでござい

○志賀(義)委員 刑事局長に伺ひますが、検察庁に御連絡の上、いま警察当局の言われたとおり、領置したものを検察庁に送付するということを言われ

○志賀(義)委員 領置したものを言われたいと思ひます。よろしくごさいね。

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

○志賀(義)委員 松葉座の持ち主は阿部という人ですが、この松葉座の管理を一切ま

かされていた野地タケという人が当夜松川でやった興行について、福島北島源一という、これは東北地方の興行界では最も有力者だそうですが、この人から予定のコースが狂ったので、一晩打たせられと話をもち込まれ、突然興行することになったと言っており、この北島源一という人、これを調べ、あるいは北島と島との関係について調べられたことがあるかどうか。

○後藤田政府委員 野地という人につきましては、事件の発生当時の調べ、それと三十六年になって二度調べておられます。ただ、その調べに際しまして野地タケという人は、ただいまお話しになりましたような点は警察では申し述べておりません。

○志賀(義)委員 島というレビニョー团长は、松川での興行の前仙台で警察関係の人と会ったと弁護士に言っていますが、この点については警察は御承知でしょうか。仙台でどの警察の人に会ったのか。松川興行の前によいのか、お取り調べになったことはありますか。

○後藤田政府委員 その点は調べてないようでありま。

○志賀(義)委員 ひとつそれを調べていただきたいと思います。私どもの聞き及んだところでは、その人は当時の宮城県国警隊長といわれております。宮城県に来る前に島日本少女歌劇団の生れたところ、島という人の住んでいたところの宮崎県の国警隊長をやっていたということも聞いております。だれであったか、いま何をやっておら

れるか、こういう点もあわせてお調べ願いたいと思います。

さて、いまの野地タケという劇場管理人の婦人です。この人は、いままでの経過から見ると、被告といわれた人々にとって不利な証言をしておりま。警察側にとって有利な証言をしておりま。というのはい、スバナを盗み出したという自白の問題ですね。これに関連して松葉座の終演時間をはっきりさせることが一つの争点になっておりましたが、その点では野地タケという人は、決して被告に有利な証言をしていない。非常に不利な証言をしてい。しかるに何十回となく調べているにもかかわらず、ついに一度もこの野地タケという婦人を証人として検察庁側が喚問していない。これはどうも私も不可解千萬なことでありまが、なぜ野地タケという検察側に有利な証言をした人を証人として呼ばなかったか。調べなかったのならともかく、何十回となく調べておいて、この野地タケを証人として喚問しなかったのはどういいうわけか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○竹内(善)政府委員 まことに申しわけないのですが、私はその点を確かめておりま。調査をいたしましてお答えいたします。

○志賀(義)委員 それではあとでお聞き合わせの上御答弁願います。

そこで、いよいよ問題の核心になりますが、レビニョー団の元団員たちの証言したところによりますと、当夜松葉座に泊まったのは、少女歌劇団です。少女の子がおりますが、それは別として、男子十二、三人というこ

とですが、野地タケという人の証言はこれと違ひます。人数に食い違ひがあります。その食い違ひの人数が現場に行っていたという人数とほぼ一致するわけでありま。人数だけで、それがどういいうことは私は申ししてゐるのではありません。というのは、土、バンドマンの人たちが松葉座の葉屋の泊まるところが気に入らない、福島のほうに泊まりに行つたと言っておりま。野地タケの証言です。そして当夜手伝いに來ていた野地タケのむすこ野地栄は、葉士十人近くが車で福島のほうに行つたと言っておりま。福島かどこか知らないけれども、とにかくこのむすこはさういふように言っている。この点についての野地タケの供述はあるのかどうか。その点の証言を数回検察庁から警察でとられておりますが、これがあるかどうか、その点もお調べ願いたいと思います。

○後藤田政府委員 野地タケの供述かどうか私たいまわかりませんけれども、お話の点につきましては、松葉座関係者について捜査いたしておりますが、葉士が十人くらい車二台で福島に行つたという事実はないようでありま。また三十六年の劇団員の調べの際にもさういふ事実は認められておりません。野地タケも調べましたけれども、警察の取り調べに対してはそのような事実は述べておらないのでござい

○志賀(義)委員 では警察のほうで、その点を局長お調べを願いたいと思うのです。

そこで島田長は、当夜松葉座に泊つたのは、女は別として男は二十人と

二、三人泊つたと今日証言しておられます。七人の食い違ひがあります。この七人前後の食い違ひという点が一つの重要な問題になってくるのでありますが、この七人はどこに行つたのか、だれとだれであったのか、この問題の解明のかが数十回にわたつて調べられた野地タケの証言にあると思ひま。こゝまで申し上げておきますから、その点をお調べいただきたいと思ひま。团长と団員の二、三名の証言、二十名あるいは十二、三名というので食い違ひがあるのであります。これはだれとだれであったか、またどこへ泊つたのか、福島方面に行つたといふのですが、その福島がどこの福島やら、経路はどういふ経路をとつて行つたのか、車に乗せた人もあるでしう、さういふ点をお調べ願いたいと思ひま。島それから北島源一、野地タケ、その他関係者の供述書、捜査復命書及び警察で領置してあるはずのいろいろな書類その他全部、ひとついまでも申し上げたのを、委員長、私どもにも見せてくれるように、なかなか委員長ものわかりがよいからその点をお願いいたします。ひとつ出してください。もしこれらの点について捜査がなかったとしたら、先ほどから伺つてみると、どうもあなたは認めないやうな認められるやうなことを言っておられるが、捜査上の大失態だと思ひま。その点をどうかよろしく願ひしたいのです。

○志賀(義)委員 二、三人泊つたと今日証言しておられます。七人の食い違ひがあります。この七人前後の食い違ひという点が一つの重要な問題になってくるのでありますが、この七人はどこに行つたのか、だれとだれであったのか、この問題の解明のかが数十回にわたつて調べられた野地タケの証言にあると思ひま。こゝまで申し上げておきますから、その点をお調べいただきたいと思ひま。团长と団員の二、三名の証言、二十名あるいは十二、三名というので食い違ひがあるのであります。これはだれとだれであったか、またどこへ泊つたのか、福島方面に行つたといふのですが、その福島がどこの福島やら、経路はどういふ経路をとつて行つたのか、車に乗せた人もあるでしう、さういふ点をお調べ願いたいと思ひま。島それから北島源一、野地タケ、その他関係者の供述書、捜査復命書及び警察で領置してあるはずのいろいろな書類その他全部、ひとついまでも申し上げたのを、委員長、私どもにも見せてくれるように、なかなか委員長ものわかりがよいからその点をお願いいたします。ひとつ出してください。もしこれらの点について捜査がなかったとしたら、先ほどから伺つてみると、どうもあなたは認めないやうな認められるやうなことを言っておられるが、捜査上の大失態だと思ひま。その点をどうかよろしく願ひしたいのです。

○志賀(義)委員 二、三人泊つたと今日証言しておられます。七人の食い違ひがあります。この七人前後の食い違ひという点が一つの重要な問題になってくるのでありますが、この七人はどこに行つたのか、だれとだれであったのか、この問題の解明のかが数十回にわたつて調べられた野地タケの証言にあると思ひま。こゝまで申し上げておきますから、その点をお調べいただきたいと思ひま。团长と団員の二、三名の証言、二十名あるいは十二、三名というので食い違ひがあるのであります。これはだれとだれであったか、またどこへ泊つたのか、福島方面に行つたといふのですが、その福島がどこの福島やら、経路はどういふ経路をとつて行つたのか、車に乗せた人もあるでしう、さういふ点をお調べ願いたいと思ひま。島それから北島源一、野地タケ、その他関係者の供述書、捜査復命書及び警察で領置してあるはずのいろいろな書類その他全部、ひとついまでも申し上げたのを、委員長、私どもにも見せてくれるように、なかなか委員長ものわかりがよいからその点をお願いいたします。ひとつ出してください。もしこれらの点について捜査がなかったとしたら、先ほどから伺つてみると、どうもあなたは認めないやうな認められるやうなことを言っておられるが、捜査上の大失態だと思ひま。その点をどうかよろしく願ひしたいのです。

○志賀(義)委員 二、三人泊つたと今日証言しておられます。七人の食い違ひがあります。この七人前後の食い違ひという点が一つの重要な問題になってくるのでありますが、この七人はどこに行つたのか、だれとだれであったのか、この問題の解明のかが数十回にわたつて調べられた野地タケの証言にあると思ひま。こゝまで申し上げておきますから、その点をお調べいただきたいと思ひま。团长と団員の二、三名の証言、二十名あるいは十二、三名というので食い違ひがあるのであります。これはだれとだれであったか、またどこへ泊つたのか、福島方面に行つたといふのですが、その福島がどこの福島やら、経路はどういふ経路をとつて行つたのか、車に乗せた人もあるでしう、さういふ点をお調べ願いたいと思ひま。島それから北島源一、野地タケ、その他関係者の供述書、捜査復命書及び警察で領置してあるはずのいろいろな書類その他全部、ひとついまでも申し上げたのを、委員長、私どもにも見せてくれるように、なかなか委員長ものわかりがよいからその点をお願いいたします。ひとつ出してください。もしこれらの点について捜査がなかったとしたら、先ほどから伺つてみると、どうもあなたは認めないやうな認められるやうなことを言っておられるが、捜査上の大失態だと思ひま。その点をどうかよろしく願ひしたいのです。

○志賀(義)委員 二、三人泊つたと今日証言しておられます。七人の食い違ひがあります。この七人前後の食い違ひという点が一つの重要な問題になってくるのでありますが、この七人はどこに行つたのか、だれとだれであったのか、この問題の解明のかが数十回にわたつて調べられた野地タケの証言にあると思ひま。こゝまで申し上げておきますから、その点をお調べいただきたいと思ひま。团长と団員の二、三名の証言、二十名あるいは十二、三名というので食い違ひがあるのであります。これはだれとだれであったか、またどこへ泊つたのか、福島方面に行つたといふのですが、その福島がどこの福島やら、経路はどういふ経路をとつて行つたのか、車に乗せた人もあるでしう、さういふ点をお調べ願いたいと思ひま。島それから北島源一、野地タケ、その他関係者の供述書、捜査復命書及び警察で領置してあるはずのいろいろな書類その他全部、ひとついまでも申し上げたのを、委員長、私どもにも見せてくれるように、なかなか委員長ものわかりがよいからその点をお願いいたします。ひとつ出してください。もしこれらの点について捜査がなかったとしたら、先ほどから伺つてみると、どうもあなたは認めないやうな認められるやうなことを言っておられるが、捜査上の大失態だと思ひま。その点をどうかよろしく願ひしたいのです。

○志賀(義)委員 二、三人泊つたと今日証言しておられます。七人の食い違ひがあります。この七人前後の食い違ひという点が一つの重要な問題になってくるのでありますが、この七人はどこに行つたのか、だれとだれであったのか、この問題の解明のかが数十回にわたつて調べられた野地タケの証言にあると思ひま。こゝまで申し上げておきますから、その点をお調べいただきたいと思ひま。团长と団員の二、三名の証言、二十名あるいは十二、三名というので食い違ひがあるのであります。これはだれとだれであったか、またどこへ泊つたのか、福島方面に行つたといふのですが、その福島がどこの福島やら、経路はどういふ経路をとつて行つたのか、車に乗せた人もあるでしう、さういふ点をお調べ願いたいと思ひま。島それから北島源一、野地タケ、その他関係者の供述書、捜査復命書及び警察で領置してあるはずのいろいろな書類その他全部、ひとついまでも申し上げたのを、委員長、私どもにも見せてくれるように、なかなか委員長ものわかりがよいからその点をお願いいたします。ひとつ出してください。もしこれらの点について捜査がなかったとしたら、先ほどから伺つてみると、どうもあなたは認めないやうな認められるやうなことを言っておられるが、捜査上の大失態だと思ひま。その点をどうかよろしく願ひしたいのです。

○志賀(義)委員 二、三人泊つたと今日証言しておられます。七人の食い違ひがあります。この七人前後の食い違ひという点が一つの重要な問題になってくるのでありますが、この七人はどこに行つたのか、だれとだれであったのか、この問題の解明のかが数十回にわたつて調べられた野地タケの証言にあると思ひま。こゝまで申し上げておきますから、その点をお調べいただきたいと思ひま。团长と団員の二、三名の証言、二十名あるいは十二、三名というので食い違ひがあるのであります。これはだれとだれであったか、またどこへ泊つたのか、福島方面に行つたといふのですが、その福島がどこの福島やら、経路はどういふ経路をとつて行つたのか、車に乗せた人もあるでしう、さういふ点をお調べ願いたいと思ひま。島それから北島源一、野地タケ、その他関係者の供述書、捜査復命書及び警察で領置してあるはずのいろいろな書類その他全部、ひとついまでも申し上げたのを、委員長、私どもにも見せてくれるように、なかなか委員長ものわかりがよいからその点をお願いいたします。ひとつ出してください。もしこれらの点について捜査がなかったとしたら、先ほどから伺つてみると、どうもあなたは認めないやうな認められるやうなことを言っておられるが、捜査上の大失態だと思ひま。その点をどうかよろしく願ひしたいのです。

○志賀(義)委員 二、三人泊つたと今日証言しておられます。七人の食い違ひがあります。この七人前後の食い違ひという点が一つの重要な問題になってくるのでありますが、この七人はどこに行つたのか、だれとだれであったのか、この問題の解明のかが数十回にわたつて調べられた野地タケの証言にあると思ひま。こゝまで申し上げておきますから、その点をお調べいただきたいと思ひま。团长と団員の二、三名の証言、二十名あるいは十二、三名というので食い違ひがあるのであります。これはだれとだれであったか、またどこへ泊つたのか、福島方面に行つたといふのですが、その福島がどこの福島やら、経路はどういふ経路をとつて行つたのか、車に乗せた人もあるでしう、さういふ点をお調べ願いたいと思ひま。島それから北島源一、野地タケ、その他関係者の供述書、捜査復命書及び警察で領置してあるはずのいろいろな書類その他全部、ひとついまでも申し上げたのを、委員長、私どもにも見せてくれるように、なかなか委員長ものわかりがよいからその点をお願いいたします。ひとつ出してください。もしこれらの点について捜査がなかったとしたら、先ほどから伺つてみると、どうもあなたは認めないやうな認められるやうなことを言っておられるが、捜査上の大失態だと思ひま。その点をどうかよろしく願ひしたいのです。

ことについて調べの上、このことは
検察庁のほうでも十分できるだけ調べ
願いたいと思うのであります。検察
庁の責任でありますから。何でもか
んでも死刑に持っていくとあれほどが
んばったのだから、罪はろほしのため
にも必要ですよ。こういうことになっ
ておりますので、私が申し上げた点提
出してくださるということでありま
す。松川事件の元被告が十数年の間あ
りとあらゆる苦難をなめ、ついに無罪
になったということは、いかなる理由
があろうとも、これは検察庁及び警察
庁の責任が重大であるといわなければ
ならないと私は思います。先ほども否
定はなさったが、あるいはそういうこ
とを言ったかもしれないという検察官
の会同で、あなたは検察運営の基本に
も融れるものという意味のことを言っ
ておられますが、この点はきわめて重
大でありますから、こういうことをお
調べになった上で、私もそれを伺っ
てやめたいと思います。とにかく警察
当局以上に私が調べ上げているとい
うようなことを言われるのはどうかと思
います。後藤田さんに申し上げておき
ます。新井さんは当時の福島県警の本
部長でもありますから、このことはひ
とつ逃げたと思われぬように、ぜひ
出てくださるようになんかからもお伝
えください。それから委員長、今度は
ぜひとも新井次長を出すようにして
ください。

次官に申し上げておきますが、き
うのことは大臣によくお伝えの上、こ
の次また大臣から御答弁を伺います。
こういうことを前提といたしまし
て、この次また質問に入りたいと思

ます。きょうはこれだけにしておき
ます。

○濱野委員長 本日の議事はこの程度
で、次会は来たる十七日午前十時より
開会することとし、これにて散会いた
します。

午後零時五十四分散会